

改葬許可申請の手続きについて

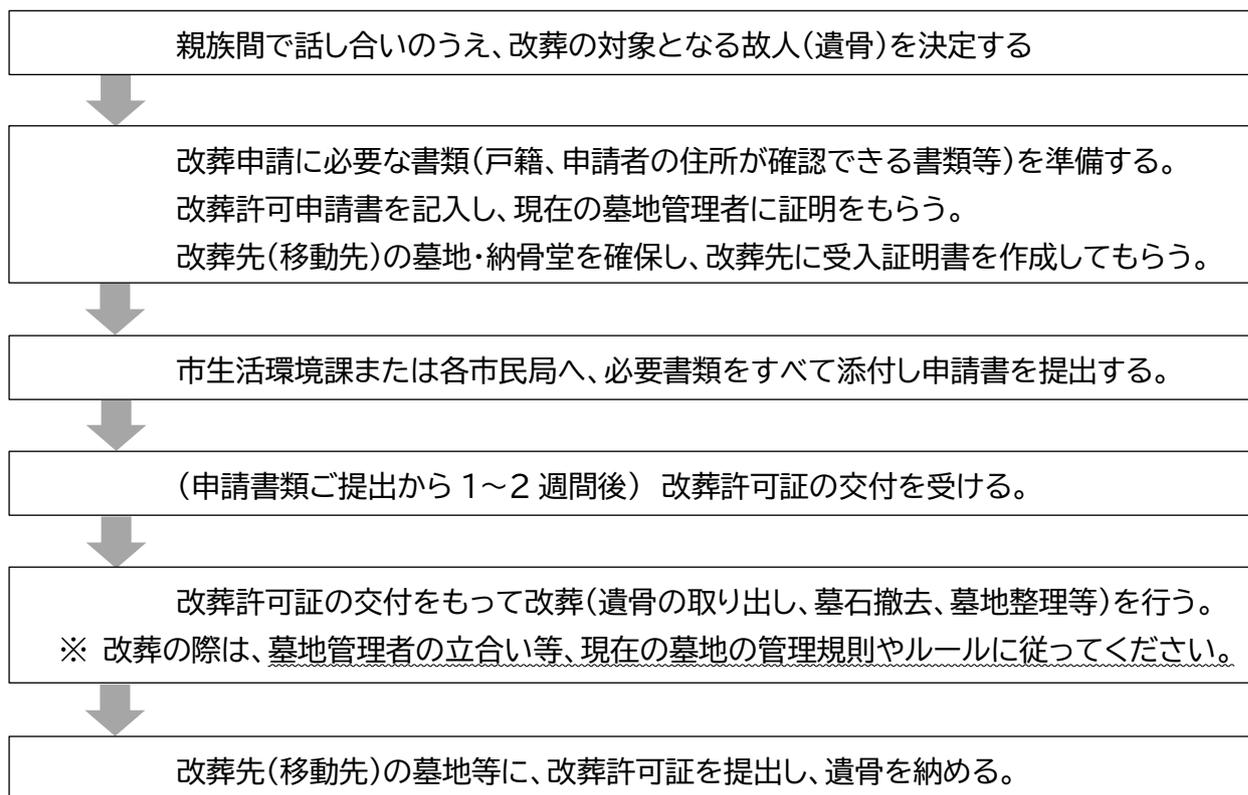
「改葬」とは

お墓又は納骨堂に納められているお骨を、別のお墓又は納骨堂に移動させることをいいます。改葬を行うためには、現在お骨が納められているお墓又は納骨堂を所管する市町村が発行する改葬許可証が必要です。

改葬の手続きをはじめる前に、以下の点についてご確認ください。

- 現在お骨を納めているお墓は、京丹後市内にありますか。市外の場合は、お墓のある市区町村にご相談ください。
- 現在お骨を納めているお墓の管理者に、改葬を行うことをあらかじめ伝えておきましょう。
- 移動先のお墓は決まっていますか。改葬にあたり、移動先のお墓を決めておく必要があります。
- 親族間のトラブルにならないよう、改葬前に親族間で話し合うことをおすすめします。

○改葬の手続きの流れ



○提出書類

No.	書類	説明	備考
1	改葬許可申請書 (埋葬証明書)	必要事項を記入のうえ、現在の墓地管理者から改葬許可申請書に埋葬の事実を証明(住所 氏名 押印)してもらってください。	
2	申請者の住所が確認できるもの	申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード、保険証などの写し	
3	死亡者の戸籍謄本	死亡者の本籍、死亡日がわかるもの	写しでも可
4	申請者の戸籍謄本	死亡者と申請者との(血縁等)関係がわかるもの ※死亡者との関係が分かれば、最新の戸籍でなくても構いません。	写しでも可
5	受入証明書	移転先の墓地を確保し、管理者から発行してもらいます。	様式は任意 写しでも可
6	返信用封筒	宛先をご記入のうえ 110 円切手を貼ってください。 (改葬される人数、封筒の形状等によって郵便料金 110 円を超える場合は受取人払いで発送しますので、受け取り時に不足額を郵便局員にお支払いください)	窓口での交付を希望される場合は不要

○申請書の提出先・お問い合わせ先

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

京丹後市役所 市民環境部生活環境課

TEL 0772-69-0240

よくあるご質問

Q1 改葬許可証の発行に手数料はかかりますか

A1 手数料はかかりません。

Q2 改葬許可証はすぐに発行されますか

A2 申請書類をすべてご提出いただいてから、1～2週間かかります。
余裕をもって申請してください。

Q3 死亡者の住所(又は埋火葬の場所や年月日)がわかりません

A3 空欄にせず、「不明」と書いてください。

(参考) 埋火葬年月日については、一般的に通夜と葬式の後に行われるため、死亡日の2日後を書かれることが多いです。

Q4 現在土葬されているのですが、改葬することはできますか

A4 できます。ただし、改葬先の市区町村やお墓によって土葬を禁止している場合があります。その場合は、ご遺骨を新しいお墓に納める前に火葬する必要がありますので、改葬先の市区町村や墓地管理者に確認してください。京丹後市で火葬される場合は、京丹後市火葬場(0772-69-5550)にお問い合わせください。

Q5 お骨をお墓又は納骨堂から出して、自宅に安置します。改葬許可証は必要ですか？

A5 この場合は改葬にあらず、改葬許可証は不要です。ただし、将来いずれかのお墓等に改めて納骨する際に困らないよう、現在のお墓の管理者に埋葬されていた場所や期間を確認し記録したものを残しておくことをお勧めします。

なお、取り出したお骨を自宅の庭等、墓地でない所に埋葬することは法律で禁止されていますので、絶対に行わないでください。